

社会福祉法人 陽光会 役員等の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 陽光会の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等の出席報酬)

第3条 役員等については、理事会及び評議員会等への出席報酬を下記の通り定める。

(1) 理事は、無報酬とする。

尚、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しても出席報酬は支給しない。

(2) 監事は、理事会及び評議員会へ出席したときは、1回につき10,000円を支給する。

また、「社会福祉法人陽光会 評議員選任・解任委員会」に監事が出席したときも1回につき10,000円を支給する。

(3) 評議員は、評議員会へ出席したときは、1回につき10,000円を支給する。但し、当法人定款第9条に定める各年度総額を超えない範囲とする。

(公 表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第5条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月17日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。